【様式第１号】

**ご返信先：FAX　078-599-7774　統括事務局宛**

高知県観光振興部観光政策課　高橋、百田　行　　送付方法：メール、ＦＡＸ又は郵※宿泊事業者提出用

メールアドレス：020101@ken.pref.hi.lg.jp ：０８８－８２３－９２５６　(番号間違いにご注意ください)付先住所：〒７８０-８５**「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業」参画申込書 兼 同意書**

私は、以下の内容に同意し、「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業」に参画します。

（１）本事業の内容を理解し、適切に宿泊代金の割引やクーポンの配布等を行います。

（２）参画を希望する宿泊施設は、「ひょうご安心旅」に参画します。

（３）県が別途定める「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業」実施要領に従います。

（４）県が指定する宿泊台帳又は指定する内容により宿泊実績等を管理します。

（５）商品の販売に際しては、本事業が国の補助事業を受けて実施していることを明らかにするとともに、本来の価格、割引後の価格（本事業の割引適用後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにします。

（６）県・（公社）ひょうご観光本部が推進する感染防止対策の取組み「ひょうご安心旅」に参画します。

（７）業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。

（８）宿泊施設において従業員に感染者が出た場合や、宿泊施設を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合に

おいては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行います。

（９）本事業を積極的に広報します。

（10）宿泊旅行者に対して、一人泊当たり旅行・宿泊代金が15,000円以上の場合は2,000円分、10,000円以上15,000円未満の場合は1,000円分のクーポン券を配布します。また、配布にあたっては、旅行者に受領確認を行う等、正確にクーポンを配布のうえ、適切に管理します。

（11）旅行者が対象商品を利用するに際しては、本人確認書類により旅行者の居住地確認を必ず行います。

（12）対象商品の販売に際しては、取引先等の関係者への優先販売をしません。

（13）対象商品の販売終了後、対象商品の内容及び数量並びにその販売時期及び利用可能時期を事務局に報告します。

（14）事務局が求める販売計画及び実績等の報告を行います。

（15）本事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の　状況を明らかにします。

（16）本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から５年間保管します。

（17）参画者等（代表者の他、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）は、暴力団（兵庫県暴力団排除条例（平

成22年兵庫県条例第36号）第２条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団

員等をいう。）に該当しません。

（18）コロナ感染状況により急遽事業が中断及び中止になる場合が想定されるため、宿泊キャンセルによる

　　　取消料は当事業の特例措置として宿泊日前日から起算して3日前までは発生しないことを同意します。

令和　　年　 月　 日

【参画申込する宿泊事業者】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 　　　　　　　　　　 | 所在地 | 〒 |
| 法人名 |  | 電話番号 |  |
| 代表者名 | （職）　　　　　　　　　　　（氏名） |
| 担当窓口 | （職）　　　　　　　　　　　（氏名）　　　　　　　　 |
| 担当者E-mail |  | 施設HPアドレス |  |